

《全文》

【文献番号】 25543835

面会交流審判に対する抗告事件
 東京高等裁判所平成28年(ラ)第142号
 平成28年4月14日第21民事部決定
 (原審・東京家庭裁判所平成26年(家)第10152号)

決 定

抗告人兼相手方 ■■■■ (以下「原審相手方」という。)
 代理人弁護士 久保田辰
 相手方兼抗告人 ■■■■ (以下「原審申立人」という。)
 代理人弁護士 棚瀬孝雄
 未成年者 ■■■■ 平成15年■月■日生

主 文

- 1 原審判の主文第1(4)項及び第3項を次のとおり変更し、その余は原審判のとおりとする。
 「1(4)当事者や未成年者の病気や未成年者の学校行事等やむを得ない事情により、上記日程を変更する必要が生じたときは、上記事情が生じた当事者が、他方当事者に対し、速やかにその理由と共にその旨を電子メールによって通知し、原審申立人及び原審相手方は、未成年者の福祉を考慮して代替日を決める。
 3 原審相手方は、原審申立人が、未成年者に対し、原審相手方の勤務する株式会社■■の事務所を送付先とする方法によって、社会的に相当な範囲内の贈り物を送付することを妨げてはならず、原審申立人が未成年者宛てに送付した贈り物を受領した時は、速やかに当該贈り物を未成年者に交付しなければならない。」
- 2 手続費用は、原審と抗告審を通じ、各自の負担とする。

理 由

- 1 事案の概要
 (1) 本件は、妻である原審申立人(■国籍、■日生)が、夫である原審相手方■との間にもうけた長女である未成年者(平成15年■月■日生)について、その監護をしている原審相手方に対して面会交流を求めた事案である。
 原審判は、次の内容で面会交流を行うことを原審相手方に命じた。
 「1 原審相手方は、原審申立人に対し、本審判確定の日の属する月の翌月以降、以下のとおり、原審申立人と未成年者が面会交流することを認めなければならない。
 (1) 月1回第1日曜日午前11時から午後4時まで
 (2) 原審相手方は、(1)の面会交流開始時間に、■駅の改札口において、原審相手方又は原審相手方の指示を受けた第三者をして、原審申立人に対し未成年者を引き渡す。
 (3) 原審申立人は、(1)の面会交流終了時間に、■駅の改札口において、原審相手方又は原審相手方から事前に通知を受けた原審相手方の指示する第三者に対し、未成年者を引き渡す。
 (4) 当事者や未成年者の病気や未成年者の学校行事等やむを得ない事情により、上記日程を変更する必要が生じたときは、上記事情が生じた当事者が、他方当事者に対し、速やかにその理由と共にその旨の通知をし、原審申立人及び原審相手方は、未成年者の福祉を考慮して代替日を決める。
 2 原審相手方は、原審申立人と未成年者が、手紙により相互に交流することを妨げてはならない。
 3 原審相手方は、原審申立人が、未成年者に対し、社会的に相当な範囲内の贈り物を送付することを妨げてはならず、原審申立人が未成年者宛てに送付した贈り物を受領した時は、速やかに当該贈り物を未成年者に交付しなければならない。」
 (2) 原審相手方は、上記審判を不服としてその取消しと原審申立人の申立ての却下を求めて抗告し、原審申立人も、上記審判を不服として、面会交流の回数を月2回とし、原審相手方は、原審申立人と未成年者が手紙や電子メールで相互に交流することを妨げてはならず、原審相手方は、本審判の確定の日から2週間以内に、原審申立人に対し手紙の送付先(現住所)、携帯電話番号等の連絡先を通知し、また、原審申立人が未成年者に対し贈り物を送付することができるようその送付先(現住所)を通知し、上記送付先や連絡先に変更が生じたときは直ちに変更の時期及び変更後の送付先を通知し、原審相手方は、原審申立人に対し、年に2回、未成年者の夏休み及び冬休みに原審申立人が未成年者を連れて、1週間以上3週間以内の期間で■国へ里帰りをすることを認めることを命じるよう原審判を変更することを求めて抗告した。
 本件の申立ての趣旨及び事案の概要は、原審判の「理由」欄の第1及び第2記載のとおりであるから引用する。

2 当裁判所の判断

- (1) 当裁判所も、原審判のとおり当面会交流(ただし、原審判主文第1(4)項の通知方法を電子メールによるものとし、同第3項の贈り物の送付先を原審相手方の勤務先とするのが相当である。)を行うことを原審相手方に命じるのが相当であると判断する。その理由は、次項のとおり補正するほかは原審判の「理由」欄の「第3 当裁判所の判断」1ないし3において認定判断するとおりであるからこれを引用する。

- (2) ア 6頁10行目から7頁13行目までを次のとおり改める。
 「しかしながら、上記■人の家政婦であった、■(以下「C」という。)の説明(甲14, 20)によれば、Cは、平成15年11月から約4年半にわたり、原審申立人方で家政婦として稼働した者であるが、原審申立人は、未成年者をかわいがっており、夜は2階で未成年者を寝かしつけて一緒に過ごし、朝になると未成年者がCの居る1階に降りてきて、3人で朝食をとったが、朝食を作るのはCがすることも原審申立人がすることもあった、その後原審申立人が原審相手方の仕事の手伝いとして自宅で稼働している間は、Cが未成年者の面倒を見ていた、洗濯は主に原審申立人が、掃除はAが行っていた、夕食は原審申立人とCが話し合っ

婦が外出する際は、Cが未成年者の面倒を見て、一緒に添い寝してやっていた、というのであり、Cの説明は、具体的でかつ自然であり信用することができる。

これに対し、Aの陳述書や別件における証言(乙1, 4)中には、原審申立人が一切家事をしなかったとの供述も見られるが、同供述は、原審相手方の酒癖の点など原審相手方に不利な点に関して原審相手方をかばい立てていることが窺える上に、Aは現在でも原審相手方の家政婦を務めている者であるから、このような人間関係に照らしてもその内容はにわかには採用しがたいといわざるを得ない。

また、未成年者は、原審家庭裁判所の調査官による各調査に際し、未成年者が小学2年生のとき原審申立人が朝食を作ってくれず、朝起こしてくれなかったと涙ながらに話したことも認められるが(甲8)、その述べる時期は、原審申立人が未成年者を連れ出した時期のものに限定されているし、未成年者が涙を流したのが原審申立人の未成年者に対する扱いが原因かは必ずしも明らかではないから、上記の証拠も前記認定を左右するものではない。

以上も踏まえて判断すれば、原審申立人の未成年者に対する従前の監護姿勢に問題は見いだせず、原審申立人が未成年者の育児を放棄し、虐待をしていたとは認められない。

原審相手方は、このほか、原審申立人が不貞を行っている疑いがあるとして写真(乙9)を提出し、Aの供述(乙1, 4)中にもこれに沿う部分が見られるが、証拠(甲30, 31)によれば、上記写真は、原審申立人が、平成22年ころ写真家のパーティに参加した際の写真であって、不貞の裏付けとなすとはいえないし、Aの供述がにわかには信用できないのは前記のとおりであるから、原審相手方の主張は採用できない。」

イ 7頁17行目から8頁16行目までを次のとおり改める。

「ア 原審相手方は、その根拠として、〔1〕原審申立人は、平成23年9月12日、未成年者を通学先から連れ去った。〔2〕原審申立人は、同年8月1日原審相手方の勤務する会社に押しかけ、窓ガラスを棒状のもので叩き割る器物損壊行為を行い、刑事処分を受けた。〔3〕原審申立人は、原審相手方の勤務先の会社の車両にGPS追跡装置を設置した。〔4〕原審申立人は、インターネット上に未成年者の写真を無断で公開し、未成年者を見かけたら原審申立人に連絡するよう呼びかけた。〔5〕原審申立人は、いかがわしい者と交際し、これらの者を自宅に居住させている、などと主張する。

イ 上記〔1〕ないし〔4〕の各事実は記録上認められるが、これらに先立ち原審相手方が原審申立人に無断で未成年者を連れ出していたことからすると、原審申立人が上記のような行動に出たことは、追い詰められた母親の心情に鑑みると酌量すべき点もある。〔5〕については証拠(乙6の1ないし4)によれば、原審申立人の自宅に米国籍の女性が住民登録をしていることが認められるが、原審申立人は、原審相手方が自宅から荷物を持ち出すために、これを防ぐため友人に一時的に居住して貰ったと反論しており、原審申立人が未成年者を連れ出すことの裏付けとなすとはいいがたい。」

ウ 8頁17行目の「しかしながら」を「そして」に改め、9頁3行目の末尾に「原審相手方は、パスポートの再発行は原審申立人が単独でしうるから原審相手方が原審申立人のパスポートを保有していることで、国外への連れ去りの危険がなくなるとはいえないとも主張するが、原審申立人がパスポートの再発行を求めようとした事実は窺われず、具体的に危険があるとは認められない。」を加え、5行目の「極めて不適切」を「適切を欠く」に改める。

エ 10頁2行目の末尾に改行して次のとおり加える。

「未成年者の上記の発言内容を見ると、連れ去りが行われない場合はとか、親権者が原審相手方に決まった場合はとかの条件設定からは、未成年者自身の考えというより紛争当事者である原審相手方の主張を受け売りするものと見ざるを得ない。原審申立人の監護を否定的に述べる部分も、前記のとおり原審申立人が未成年者を連れ出した期間中のそれに限局されているという特色がある。これらの点からは、原審相手方が未成年者を監護中に原審申立人に関する否定的情報を与え続けたことで、未成年者の認知が歪んでしまったことが認められる。なお、未成年者は、自分が成人に達するまで面会交流には応じたくない旨の手紙(乙8)を提出しているが、上記の点に照らし、また、原審相手方が、未成年者に対する再度の調査を拒否していることなどにも鑑みると、上記の手紙が未成年者の現在の真意を表すものとは解しがたい。」

オ 12頁18行目の「相手方及び」を「原審相手方又は」に改め、21行目の「配慮し、」の次に「原審相手方又は」を加える。

カ 13頁22行目の末尾に改行して次のとおり加える。

「(4)原審申立人は、面会交流の日程の変更通知先や贈り物の送付先を明らかにするために、原審相手方に住所を開示する義務を課すべきであるとする。しかしながら、現時点で原審相手方に住所の開示を命じることは相当ではない。ただし、面会交流の日程の変更通知及び贈り物の送付を確実に行うことができるように、期日の変更通知は当事者双方が知る電子メールによることとし、贈り物の送付先は、原審相手方の勤務先である、株式会社■の事務所とすると定めるのが相当である。」

(3)よって、以上と異なる原審判を取消し、主文のとおり決定する。

平成28年4月14日

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官 中西茂 裁判官 畠山新 裁判官 藤田正人